

平成 20 年 12 月 9 日

各 位

東京都港区南青山五丁目 4 番 35 号  
株式会社リンク・セオリー・ホールディングス  
代表取締役社長 佐々木 力  
(コード番号：3373 東証マザーズ)  
問合せ先 取締役グループ CFO 大西 秀亜  
T E L 0 3 - 3 4 0 7 - 7 5 0 2 (代 表 )

## 米国における民事訴訟の和解に関するお知らせ

当社、当社グループ会社およびそれらの取締役等（以下「当社ら」と総称します。）に対し、Elie Tahari (エリー・タハリ) 氏および Elie Tahari 2003 Grantor Retained Annuity Trust（以下「Elie Tahari 氏ら」と総称します。）より提起されていた米国における民事訴訟につきまして、この度和解が成立しましたのでお知らせいたします。

### 1. 訴訟の概要

Elie Tahari 氏らは、平成 18 年 9 月 5 日、Theory LLC 買収に関連して、当社らに忠実義務違反、詐欺、不当利得、契約違反等があり、これらによって Elie Tahari 氏らが 182 百万ドル以上にのぼる損害を被ったとして当社らを被告とする損害賠償請求訴訟を提起しました。

この事件に関してニューヨーク州裁判所は、平成 19 年 6 月 18 日に、Elie Tahari 氏らによる請求のうち Theory ブランドに関するロイヤリティ支払い金額が不足しているとする請求を除き、全ての請求（忠実義務違反、詐欺、不当利得等）を棄却しましたが、これに対し Elie Tahari 氏らは控訴審に上訴し、ロイヤリティ支払の件も含めて依然係争中の状況にありました。

### 2. 和解の内容

当社らは、平成 20 年 12 月 8 日（現地時間）付の和解契約において、当社らが Elie Tahari 氏らに対して 6,250 千ドルの和解金（以下「本件和解金」といいます。）を支払うことおよび Elie Tahari 氏らが当社らに対する全ての請求を取り下げることについて合意いたしました。

### 3. 和解に至った理由

当社らはこれまで法的手続きに則り主張を行って参りましたが、本件の提訴から現在までに費やした訴訟費用や関係者の労力と時間は多大であることもあり、今後も当該訴訟を継続する場合の事業活動への影響を検討した結果、本件につきましては訴訟を継続するよりも、早期に和解することが当社らにとって最善であると判断いたしました。

### 4. 今後の見通し

本件和解金支払いに伴い、平成 21 年 8 月期において約 580 百万円（注）の特別損失を計上する予定です。本件による平成 21 年 8 月期中間期及び通期の業績見通しに与える影響につきましては、他の不確定要素を含めて精査中であり、開示を要する事実が明らかになった時点で速やかに開示いたします。

(注)平成 20 年 12 月 8 日現在の円ドル為替レートで換算

以 上